

吸収合併に関する事後開示書面

2024年4月9日

日本航空株式会社

2024年4月9日

東京都品川区東品川二丁目4番11号
日本航空株式会社
代表取締役社長 鳥取 三津子

吸収合併に関する事後開示書面

日本航空株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社ジャルセールス（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2024年（令和6年）4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ジャルセールスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

よって、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本合併に関する事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年（令和6年）4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議手続について（会社法789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2024年（令和6年）1月9日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2024 年（令和 6 年）1 月 9 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年（令和 6 年）4 月 8 日

7. その他合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2024年1月9日

日本航空株式会社
株式会社ジャルセールス

2024年1月9日

東京都品川区東品川二丁目4番11号
日本航空株式会社
代表取締役社長 赤坂 祐二

東京都品川区東品川二丁目4番11号
株式会社ジャルセールス
代表取締役社長 越智 健一郎

吸収合併に関する事前開示書面

日本航空株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ジャルセールス（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で2023年（令和5年）12月20日付合併契約を締結し、2024年（令和6年）4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 補足

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸収合併契約書

日本航空株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ジャルセールス（以下「乙」という。）とは、吸収合併を行うこととし、次のとおり合意する。

第1条（合併の形式）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行い、甲が、乙の権利義務を承継する。
2. 本件吸収合併に係る甲及び乙の商号及び本店は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：日本航空株式会社

本店：東京都品川区東品川二丁目4番11号

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社ジャルセールス

本店：東京都品川区東品川二丁目4番11号

第2条（合併に際して交付する対価）

甲及び乙は、甲が乙の発行済株式を全て所有していることを確認し、本件吸収合併により、甲が一切の対価を交付しないことを確認する。

第3条（増加すべき資本金等）

本件吸収合併により、甲の資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第4条（合併契約等の決定）

甲は、会社法 796 条第 2 項に定める簡易合併により、また、乙は、会社法 784 条 1 項に定める略式合併により、それぞれ本件吸収合併契約及び本件吸収合併に必要な事項に関し、株主総会決議を経ることなく決定するものとする。

第5条（効力発生日）

本件吸収合併の効力発生日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。ただし、必要があるときは、甲乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、令和 5 年 3 月 31 日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書を基礎として、これに効力発生日の前日までの増減を加味した資産、負債及び権利義務の一切を合併の効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

2. 乙は、令和 5 年 4 月 1 日から効力発生日前日に至るまでの資産、負債及び権利義務の変動については、変動明細書を作成し、甲に提出する。

第 7 条 (善管注意義務)

1. 甲及び乙は、それぞれ善良な管理者の注意をもって自社の業務執行及び財産管理を行うものとする。
2. 甲及び乙は、自社の資産、負債その他財務状態に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ相手方と協議のうえ、合意を得なければならない。

第 8 条 (契約の解除等)

1. 本契約の締結の日から効力発生日までの間において、①天変地異その他甲若しくは乙の事業、資産、負債、経営成績、キャッシュフローその他の状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は、②甲若しくは乙のこれらの事由に隠れたる重大な瑕疵が発見された場合、甲及び乙は、本契約を解除することができる。
2. 本契約の締結の日から効力発生日までの間において、前項に規定する場合その他甲又は乙の経営状況、財産状態に重大な変更が生じた場合、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を変更することができる。

第 9 条 (合併契約の効力)

本契約の効力は、本契約の締結時に生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、契約時に遡り、その効力を失う。

第 10 条 (不可抗力条項)

1. 甲及び乙は、本契約上の義務の履行に遅滞又は不履行があった場合、その遅滞又は不履行が甲及び乙の合理的な制御を超える事由 (以下「不可抗力事由」という。) によって引き起こされた場合には、相手方に対して責めを負わないものとする。ただし、経済の悪化、需要の低下、又は労働力の不足は、不可抗力事由とはみなされない。
2. 不可抗力事由には、嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、法令遵守、戦争、海賊、反乱、革命、暴動、ストライキ、ロックダウン、伝染病を含むが、これに限られるものではない。

第 11 条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項及び本契約の解釈についての疑義は、両者誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上のとおり、本契約を締結したことを証するため、本書 1 通を作成し、甲乙各々が記名押印のうえ、甲が、原本を保管し、乙が、その写しを保管するものとする。

令和 5 年 12 月 20 日

(甲) 住所 東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号
日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二

(乙) 住所 東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号
株式会社ジャルセールス
代表取締役社長 越智 健一郎

2023年3月期（第30期）

計 算 書 類

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

個 別 注 記 表

株式会社 ジャルセールス

貸借対照表

2023年3月31日現在

株式会社ジャルセールス

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
I. 流動資産	7,284,810	I. 流動負債	3,070,577
現金及び預金	359,644	営業未払金	1,878,648
営業未収入金	1,588,871	未払通算税効果額	84,329
未収消費税	88,359	未払法人税等	22,501
前渡金	369,205	旅行前受金	687,004
前払費用	4,006	預り金	121,315
貸付金	4,338,005	その他	276,778
その他	539,310		
貸倒引当金	▲ 2,592		
II. 固定資産	2,807,278	II. 固定負債	4,312,095
(1)有形固定資産	6	退職給付引当金	2,868,995
建物	0	長期預り金	1,443,100
器具備品	6		
(2)無形固定資産	60,281		
ソフトウェア	47,956		
電話加入権	12,324		
(3)投資その他の資産	2,746,990		
関係会社株式	10,142		
差入保証金	33,181		
長期債権	16,149		
繰延税金資産	2,665,022		
その他	38,642		
貸倒引当金	▲ 16,149		
		負債合計	7,382,673
		純資産の部	
		株主資本	2,709,414
		(1)資本金	100,000
		(2)資本剰余金	
		資本準備金	25,000
		(3)利益剰余金	
		その他利益剰余金	2,584,414
		純資産合計	2,709,414
資産合計	10,092,088	負債・純資産合計	10,092,088

損益計算書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日

株式会社 ジャルセールス

(単位:千円)

区 分	金	額
I. 営業収益		4,150,275
II. 営業費用		
販売費及び一般管理費		4,493,766
営業損失		343,491
III. 営業外収益		
受取利息及び配当金	450	
その他	169,711	170,162
IV. 営業外費用		
支払利息	218	
その他	4,728	4,946
経常損失		178,275
V. 特別損失		
固定資産処分損		4,220
税引前当期純損失		182,496
法人税、住民税及び事業税	112,116	
法人税等調整額	▲ 168,010	▲ 55,893
当期純損失		126,602

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)で評価しております。
市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。
2007年4月1日以降取得した資産については1円まで償却する方法を採用しております。
なお、2007年3月31日までに取得した資産については、取得価額の5%(償却可能限度額)まで償却完了した事業年度から5年間で簿価が1円になるよう均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。これにより生じた数理計算上の差異について、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から均等償却することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

当社は、主に日本航空株式会社からの受託契約に基づく販売サービスを提供しており、役務提供完了の時点で収益を認識しております。

なお、取引先である日本航空株式会社の提供サービスが一般消費者に対して提供されるよう仲介するサービスにおいては「出発日」を基準として収益を計上しております。

(2) 費用の計上基準

費用につきましては発生主義にて認識しております。

但し旅行費用については「出発日」を基準として計上しております。

6. 資産除去債務に関する会計基準の適用

「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用しております。当社は賃貸借契約に基づき使用する事務所等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済み株式総数

普通株式 …… 23,303株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月28日開催の第29期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	725,027千円
配当の原資	その他資本剰余金
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月28日

III. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,563,548
退職給付引当金	992,385
貸倒引当金	6,482
その他	118,147
繰延税金資産小計	2,680,564
繰越欠損金に係る評価性引当額	0
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	15,541
評価性引当額小計	15,541
繰延税金資産の合計	2,665,022
繰延税金負債	0
繰延税金資産の純額	2,665,022